

ゲノム編集技術を利用して得られた 豚の取り扱いについて

主婦連合会 若月壽子（監事）

台所の声を政治に・・・主婦連合会とは

- 設立：1948年10月
- 戦後の混乱期「台所の声を政治に」と立ち上がった主婦たちが結成
- 暮らしの苦情を社会化し、問題提起。その活動は消費者を守る制度、法律、基準の制定へと結実。
例：景品表示法、繊維製品品質表示法（現家庭用品品質表示法）など
- 創設78年目の今日まで、運動方針の柱に消費者の権利確立を
かけ、いのちと暮らしを守るために活動している。

【意見書】 すべてのゲノム編集技術応用食品に安全性審査と表示の義務化を求めます（2019）

- 1.すべてのゲノム編集技術応用食品に対し、安全性審査を義務付けてください。
- 2.ゲノム編集技術応用食品は、早急に食品表示の対象に入れるよう、検討に着手してください。
- 3.ゲノム編集技術応用食品に対し、取引記録など書類による情報伝達体制（トレーサビリティ制度）を導入してください。
- 4.消費者の選択のためには、情報開示が不可欠です。

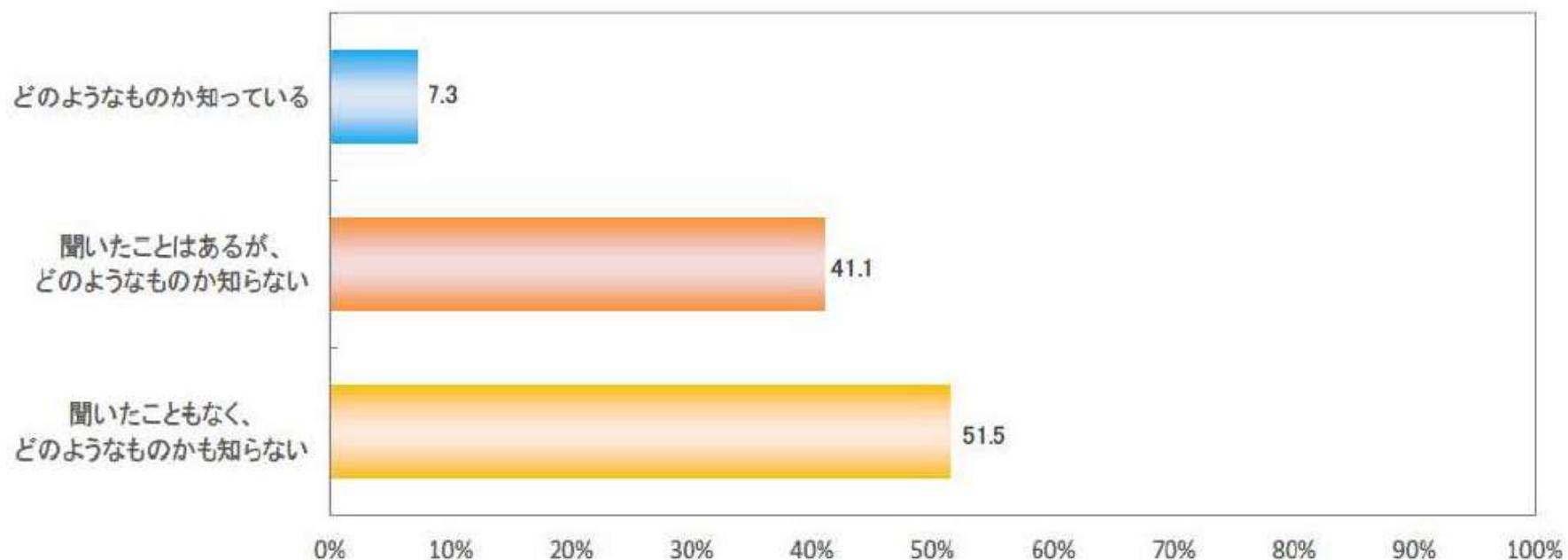
- 機関紙「主婦連たより」ゲノム編集技術応用食品について取り上げ議論
- 消費者庁、厚生労働省、農林水産省と共同で、開催された「ゲノム編集技術を利用して得られた食品等に関する意見交換会」に参加
- 高GABAトマト届け出受理を受けての意見交換会（厚生労働省・農林水産省参加）に参加

【学習会】フードテックとは？～代替肉、培養肉、昆虫食等を考える～（2023）

- 食肉に似せて作られた「大豆ミート食品」、コオロギの粉末を原材料にした菓子
- トマトや真鯛が販売されているゲノム編集食品
- 細胞を人為的に培養して作られる培養肉
- 「食料・環境問題の解決と日本経済の発展に貢献する」と政府も強く後押ししている「フードテック」を私たち消費者はどうとらえればよいのか。現状と課題を学ぶ。

■ゲノム編集技術応用食品の認知度①

あなたは「ゲノム技術応用食品」とはどのようなものか知っていますか。
(答えは1つ)



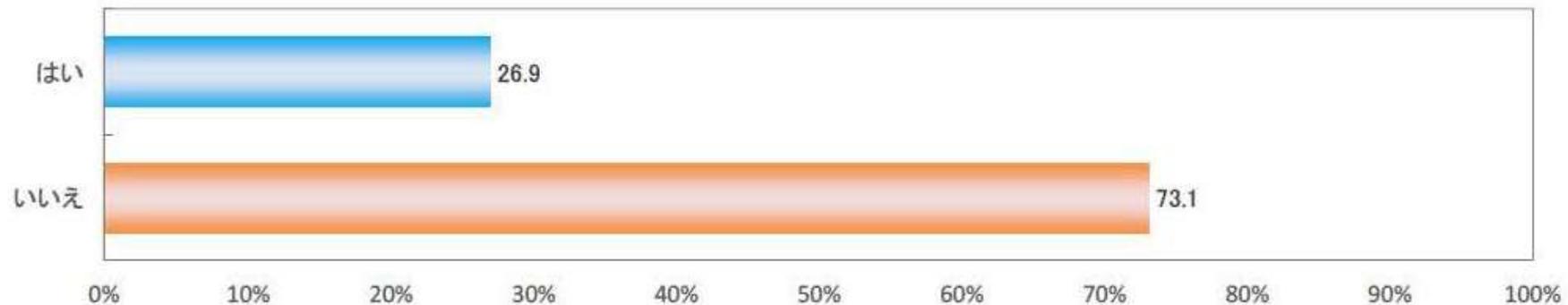
令和6年度食品表示に関する消費者意向調査

■ ゲノム編集技術応用食品の認知度②

ゲノム編集技術応用食品について「どのようなものか知っている」、「聞いたことはあるが、どのようなものか知らない」と回答された方にお伺いします。

あなたは、遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品は、自然界で起こる範囲内の変異を起こしたものであり、その安全性も従来の育種技術を用いたものと同程度であると整理されていることを知っていますか。

(お答えは1つ)



令和6年度食品表示に関する消費者意向調査

■ゲノム編集技術応用食品の認知度の低さ

- なぜ認知度が低いのか
 - ✓ 広報されていない
 - ✓ 食料品に記載されている表示でみる機会が少ない
 - ←そもそも表示の義務がない
- 遺伝子組み換え食品の轍を踏みたくない
 - 表示不要となるような理論づけ？
- 表示があると消費者の買い控えを誘う？

■ゲノム編集技術応用食品の現状

- 2025年11月現在 届け出件数10件

市場にでているもの：

高GABAトマト、マダイ、トラフグ、ヒラメ

- ゲノム編集技術は自然突然変異や従来の品種改良と同程度の変化
であるとして

安全性審査不要

表示不要

■ ゲノム編集技術を利用して得られた豚について

- 工場畜産場に閉じ込められているブタは、子ブタを死に至らしめる厄介な呼吸器系ウイルスに感染することがある。この病気は、豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）と呼ばれている。
- 遺伝子編集技術「CRISPR/Cas9」を利用してこの病原体に感染しにくいように設計された豚が2025年4月、米国食品医薬品局（FDA）によって承認された。
- →豚にとっては病気のリスクの一つから解放される
- →豚の損失が減り経済効果が大きい

■ ゲノム編集技術を利用して得られた豚について

- 食肉としての安全性に懸念
 - 予期せぬ遺伝子変異（オフターゲット）有無の確認
 - 長期的な健康影響に関する十分な検証
 - 十分な安全性評価が必要
- 明確な表示を
 - 店頭やパッケージでの明確な表示義務
 - 外食・加工食品への表示拡大
 - わかりやすい説明

■ゲノム編集技術を利用して得られた豚について

- 今後他の病気に対応できるゲノム編集技術が開発される可能性
- 豚肉は単に肉としてだけでなく、エキス等様々な状態で利用されている



- ゲノム編集技術を応用する豚の第1弾できちんとした運用のルール作りを
- 検討段階についても公開して、消費者の理解を求めて欲しい

■ ゲノム編集技術を利用して得られた豚について

- 「選ぶ権利」の重要性
 - 表示が明確でなければ、自分の価値観に基づいて購入を判断することができない。
 - 任意ではなくわかりやすい表示制度が必要
- 消費者が安心して選択できる環境づくりが重要

ご清聴ありがとうございました。

2019年10月23日

厚生労働大臣
消費者及び食品安全担当大臣
消費者庁長官
消費者委員会委員長 宛

主婦連合会

すべてのゲノム編集技術応用食品に安全性審査と表示の義務化を求めます

ゲノム編集技術応用食品の流通と販売の届け出制度が10月1日から始まりました。消費者庁はゲノム編集技術応用食品の表示について、編集した旨の表示を事業者に義務付けないことを発表し、義務化が見送られました。その理由を、既存の品種改良との区別が難しく、義務化しても検査して違反者を特定することができないためとしています。遺伝子を人工的に操作して生み出す食品でありながら、安全性審査と表示義務の対象外としたことに私たちは大きな違和感と失望を覚えています。以上の観点から、下記の項目を要望します。

記

- 1. すべてのゲノム編集技術応用食品に対し、安全性審査を義務付けてください。**ゲノム編集技術はまだ歴史の浅い技術です。アレルギー成分の変化などへの懸念も拭い去れません。予期せぬ変異のリスクがゼロとは言えないと考えられることから、安全性審査の義務付けが必要だと考えます。
- 2. ゲノム編集技術応用食品は、早急に食品表示基準の対象に入れるよう、検討に着手してください。**検査できないことが、表示しない理由にはなりません。むしろ検査等でわからない事を不安に思う消費者の声に真摯に耳を傾け、消費者が食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択する事を目的とした「食品表示基準」の対象とすべきです。
- 3. ゲノム編集技術応用食品に対し、取引記録など書類による情報伝達体制（トレーサビリティ制度）を導入してください。**取引記録などの社会的検証による表示は可能と考えます。原料段階の表示があれば食品製造者の原料管理は容易となり、混入事故も防止できます。EU（欧州連合）の例を見れば、表示をすることも表示を検証することも困難なことではありません。
- 4. 消費者の選択のためには、情報開示が不可欠です。**消費者が自分の判断で食品を選べることが大切です。その視点で表示のあり方を検討し、表示により消費者に選択の判断を委ねるべきです。今回の措置は、消費者の権利を尊重し、適切に行使できるようにするという、消費者行政の目的と相いれません。消費者が自ら望む食品を選択するために情報提供は必要不可欠です。

以上